

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 416 号）による地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、新商品の生産に加えて、新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受けた者についても随意契約ができることとされたことから、当該認定についても滋賀県新商品の生産による新事業分野開拓者認定審査会において審査することとするため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県新商品の生産による新事業分野開拓者認定審査会の名称を滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定審査会に改めるとともに、担任する事務に新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者の認定について審査することを追加することとします。（別表関係）

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を規定することとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則 省略					本則 省略				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 知事の附属機関					1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期	名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期
省略					省略				
滋賀県新 商品の生 産による 新事業分 野開拓者 認定審査 会	知事の諮問に応じて 地方自治法施行令第 167条の2第1項第 4号の規定による新 商品の生産により新 たな事業分野の開拓 を図る者の認定なら びに地方自治法施行 規則（昭和22年内務 省令第29号）第12条 の3第1項および第 3項の規定による確 認について審査する こと。	6人以 内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	1年	滋賀県新 商品の生 産等によ る新事業 分野開拓 者認定審 査会	知事の諮問に応じて 地方自治法施行令第 167条の2第1項第 4号の規定による新 商品の生産または新 役務の提供により新 たな事業分野の開拓 を図る者の認定なら びに地方自治法施行 規則（昭和22年内務 省令第29号）第12条 の3第1項および第 4項の規定による確 認について審査する こと。	6人以 内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	1年
省略					省略				
2および3 省略					2および3 省略				